

大分県検査無料化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、健康上の理由等により新型コロナウイルスワクチン接種を受けられない者や新型コロナウイルスへの感染が拡大傾向にある場合に感染に不安を感じる無症状者に対して検査を無料で受けられる環境の整備を図るため、大分県検査無料化事業実施要綱（令和3年12月14日伺定。以下「実施要綱」という。）に基づき事業者が行う検査及び検査体制の整備に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	区分	補助上限額	補助率									
検査体制の整備に係る費用	—	予算の範囲内で知事が必要と認めた額										
検査及び結果通知発行等にかかる費用	PCR 検査等	1回当たりの検査等費用 医療機関以外の事業者：上限 11,500 円(税込) 医療機関：上限 10,000 円(税込)  【内訳】 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>検査キット仕入れ額※</th> <th>各種経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関以外の事業者</td> <td>8,500 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>7,000 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> ※仕入れ額：検査キット代金、検査費用、送料等含む		検査キット仕入れ額※	各種経費	医療機関以外の事業者	8,500 円	3,000 円	医療機関	7,000 円	3,000 円	10/10 以内
		検査キット仕入れ額※	各種経費									
医療機関以外の事業者	8,500 円	3,000 円										
医療機関	7,000 円	3,000 円										
抗原定性検査	1回当たりの検査等費用 上限 6,000 円(税込)  【内訳】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施事業者の仕入れ額（検査キット代金） 上限 1,500 円</li> <li>・各種経費等 上限 3,000 円</li> </ul>											

(計画の認定)

第3条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、実施要綱に定める実施計画書を知事に提出し、計画の認定を受けるものとする。

2 前項の認定を受けた事業者は週ごとに、前回の報告（初回の報告にあつては、認定）の後、当該認定事業者が検査を実施した者の数及びそのうち陽性結果が判明した者の数を記録し、その記録の内容を週次報告書（様式第1号）により知事に報告しなければならない。

(補助金の交付申請等)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請は、事業完了後に補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第2号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) 実績報告書（様式第4号）
- (3) 収支精算書（様式第5号）
- (4) 領収証整理票（様式第6号）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税等額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 前項ただし書きの規定により申請書兼請求書を提出した事業者は、提出した後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第7号）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定通知)

第5条 知事は、前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは申請者に通知するものとする。

2 申請者の実績報告は、前条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書の提出をもって代えるものとする。

3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなし、補助金を交付するものとする。

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(4) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(5) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

(6) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(8) その他、規則、実施要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(認定の取消し等)

第8条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他事業の施行について不正の行為があったとき。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る大分県検査無料化事業費補助金から適用する。